

# 令和7年度～令和9年度神奈川県立藤沢清流高等学校 不祥事ゼロプログラム

令和7年6月  
県立藤沢清流高等学校長

県立湘藤沢清流高等学校は、事故・不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

## 1 実施主体・実施責任者・実施推進者

- (1) 県立藤沢清流高等学校全職員を本プログラムの実施主体とする。
- (2) 実施責任者は校長とし、副校長、教頭及び事務長がこれを補佐する。また、実施責任者は本プログラムを推進する実施推進者（以下、「推進委員」という。）を指名する。

## 2 目標及び行動計画

不祥事の根絶に向け、毎月の事故防止会議全体会及び計画的な校内研修を実施し、「職員啓発資料」や独自作成資料等を活用し、すべての職員が自らの問題として不祥事の根絶に積極的に取り組む意識の高揚に努める。また、組織全体が高い倫理観を持ち、働き方改革を推進する。

## 重点課題

### (1) 公務外非行の防止（法令遵守意識の向上）

#### ア 目標

教育公務員としての自覚と意識を高め、信用失墜行為を未然に防止する。

#### イ 行動計画

- ① 毎月職員会議後に事故防止会議を開催し規範意識を高める。
- ② 不祥事防止職員啓発資料等を活用し、厳正な服務規律に係る意識啓発に努める。
- ③ 職員室に「神奈川県職員行動指針」を掲示するとともに職員の名札にも携帯し、倫理の保持と公正な職務遂行等について意識啓発する。

### (2) 職場のハラスメント（パワハラ、セクハラ、マタハラ等）の防止

#### ア 目標

人権意識を高めるとともに、職場でハラスメント行為がないよう人間関係の悪化を未然に防止する。

#### イ 行動計画

- ① 不祥事防止研修を通じて意識啓発や未然防止に努める。
- ② 管理職は個別面談での聞き取りを丁寧に行う。
- ③ 相談しやすい、また、一人で抱え込まない職場環境をつくる。

### (3) 生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の禁止

#### ア 目標

生徒との適切な距離感の認識を持ち、わいせつ・セクハラに対する予防強化体制を構築する。

#### イ 行動計画

- ① 生徒からのプライベートな相談に対する距離感（時、場所、方法、言葉使いに注意）を維持する意識を高め、当事者意識を高めるための職員相互で行動の見守り活動。
- ② 職員への声かけと教科準備室の適切な利用を徹底し、事案がおきない環境整備を推進する。
- ③ 職員と生徒との連絡は、教育委員会が提供するアカウントを用いたクラウドサービスにより行い、その他のSNSの利用を禁止する。

### (4) 体罰、不適切指導

#### ア 目標

生徒への体罰、不適切指導を決して起こさず、学校に対する信頼を確保する。

イ 行動計画

- ① 生徒の人権に関する研修会を実施し、不適切な指導を防止する。
- ② 生徒が気軽に相談できるよう、相談体制を整備するとともに、日頃からの生徒との信頼関係の構築に努める。

(5) 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取り扱いに係る事故防止

ア 目標

ミスは起こりうる、誤りはあるとの前提に立ち、ミスを発見しやすい環境づくりとチェック体制の整備に努め、事故を未然に防止する。

イ 行動計画

- ① 入学者選抜では変更点を綿密に検討し、業務を立案する。
- ② 県から提示されているマニュアルの活用とともに、校内のマニュアル作成を目指す。
- ③ 適切・公正な入学者選抜業務を行うため、事前研修を充実させる。
- ④ 事故防止研修を通じて、調査書、推薦書等の作成・発行についての注意点やスケジュールを職員に周知徹底する。
- ⑤ 調査書点検を全職員で行い、誤りを防止する。
- ⑥ 事故防止研修を通じて、ミスが起きにくい作問や試験問題作成チェックリストの活用などについて徹底を図る。
- ⑦ 成績処理の点検確認は他教科を交えて複数回実施する。

(6) 個人情報等管理、情報セキュリティ対策

ア 目標

個人情報の流出を防ぎ、情報セキュリティを保持する。

イ 行動計画

- ① USBメモリ等の外部記憶媒体を適切に管理し、携帯電話番号、電子メールアドレスなど個人情報の収集や外部持ち出しの適切な取り扱いを徹底する。
- ② 個人情報のデータの扱いを徹底し、事故を防止する。

(7) 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守

ア 目標

交通事故を起こさないよう細心の注意をもって運転する。飲酒しての運転は絶対に行わないという強い意識を持つ。

イ 行動計画

- ① 生徒に交通安全教育をする使命を意識し、自ら交通法規を遵守し、安全運転を心がけて、事故の発生を未然に防止する。
- ② 事故防止研修を通じて交通安全、酒酔い・酒気帯び運転防止に関する啓発を図る。
- ③ 職員がお互いに注意し合えるような職場づくりを目指す。

(8) 業務執行体制の確保等（情報共有、相互チェック業務協力体制）

ア 目標

業務執行は、各グループや学年、教科において情報を共有しながら相互に点検、整備をおこない、働き方改革と事故防止につなげる。

イ 行動計画

- ① 企画会議やグループ会議、学年会議等において業務の見直しを図り改善を進める。
- ② 業務が一人に偏ったり、遅滞したりしないように、協力体制をとりながら業務を遂行する。

(9) 財務事務等の適正執行

ア 目標

規則に基づいた適正な会計処理及び財産管理を徹底する。

イ 行動計画

- ① 事故防止研修を通じて全職員が会計処理について理解を深める。
- ② 私費会計の中間監査を行い、適正な執行に努める。
- ③ 備品や施設整備の適正な管理を行う。

### 3 検証

#### (1) 中間検証

2に規定する行動計画について、令和7年度10月までに中間検証を実施する。実施状況を確認し、未実施があった場合は、令和7年12月末までに補完措置を講ずる。また、各目標の達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

#### (2) 最終検証

2に規定する行動計画について、令和8年3月に実施状況を確認するとともに、各目標達成についての自己評価を行う。次年度における藤沢清流高等学校不祥事ゼロプログラムを作成する。

### 4 実施結果

3の(2)に係る検証結果を踏まえ、「実施結果」を取りまとめのうえ、藤沢清流高等学校ホームページに公表する。

### 5 事務局

プログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、推進委員がこれを行う。